

＜令和6年度＞御坊市住民税非課税世帯等 物価高騰対策支援給付金（こども加算有）のご案内

- 令和6年度住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金（**1世帯あたり3万円**）です。

また、本給付金の支給対象となった世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童を扶養している世帯に対し、**児童1人あたり2万円を支給**します。

- 今回の「支給のお知らせ」が届いた方は、振込先の口座の変更が無ければ、返送等の**手続き不要で、通知文（「支給のお知らせ」）に記載の口座へ振り込みます。**

※口座変更を希望される方は、「口座変更の届出書」の提出が必要です。必ず下記お問い合わせ先までご連絡ください。

給付金の支給額

- ①対象1世帯あたり
3万円

- ②対象児童1人あたり
2万円

上記①②の合計額を給付します。

給付金の支給時期

口座変更しない方は、**3月下旬**を予定しています。

口座変更の場合は、手続きが必要で、支給が遅れます。

支給対象

- 基準日（令和6年12月13日）時点で、御坊市に住民登録のある方で、対象となる世帯主宛てに、御坊市から**「支給のお知らせ」**が届きます。

対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

- 基準日時点で、**18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童を扶養している世帯**、「支給のお知らせ」に対象児童の氏名等を記載していますので、ご確認ください。

※さらに、基準日の翌日（令和6年12月14日）以降に出生した児童や別世帯で扶養している児童も対象となりますので、該当の場合は、下記お問い合わせ先まで、ご連絡ください。

いずれも、原則として、手続きは不要で、「支給のお知らせ」に記載の口座へ振り込みます。

お問い合わせ（受付時間 平日 8:30～17:00）

住民税非課税世帯等給付金事務局 TEL 0738-52-5301（直通）

御坊市役所 社会福祉課 TEL 0738-23-5508（直通） TEL 0738-22-4111（代表）